

市役所庁舎建設のお知らせ No.9

❖砂川市庁舎建設基本構想を策定しました❖

市の使命は、市民の皆さんの安全・安心の確保です。市では現在までに避難所機能を有する市内小・中学校の耐震化や総合体育館、公民館の耐震改修を行ってきましたが、災害時に拠点となる市庁舎については、建設後46年以上が経過しており、老朽化や耐震性の不足、さらにはバリアフリーの実現が困難であることや災害時の防災拠点機能の不全など、多くの課題を抱えています。

これらの課題を解決するため、平成28年度に「砂川市庁舎建設検討審議会」を設置し、庁舎建設について検討を進めてきました。このたび、庁舎建設の基本的な考え方を示す「砂川市庁舎建設基本構想」を策定しましたので、その概要をお知らせします。なお、基本構想については、市ホームページまたは市情報公開コーナーで閲覧することができます。

▶現庁舎の現状と課題、庁舎整備の必要性

現庁舎の現状と課題から、安全性・利便性など、多くの点で課題があり、耐震改修では根本的な課題解決には至らないことから、全面建て替えが必要です。

① 施設の老朽化の状況

建物外部はタイル部分の剥離・落下、建物内部は雨漏りによる漏水跡や天井が剥がれている部分があります。また、機械・電気設備についても老朽化が著しく、機能が低下している状況です

② 耐震性の状況

現在の耐震基準以前に設計されていることから、阪神淡路大震災クラス（震度6強）の地震では、倒壊・崩壊の危険性があります

③ バリアフリー性能の状況

段差が多くエレベーターや多目的トイレが未設置のため、高齢者や障がい者等への配慮が十分ではありません

④ 防災拠点機能の状況

現庁舎は耐震性が不足しているほか、水害時には地下にボイラー室や電気室があることから、水没し、暖房や電源機能が失われ、防災拠点として機能しなくなる可能性があります。

▶新庁舎の基本理念・基本方針

新庁舎建設にあたっては、現庁舎が抱える課題の解決にとどまらず、市民の利便性や快適性の向上を図り、市民に親しまれる庁舎であるとともに、職員の業務効率の向上等による質の高い市民サービスの提供を目指す必要があります。そのため、次の基本理念・基本方針に基づき、新庁舎の建設を進めます。

基本理念		基本方針	
1	市民の安全・安心を支える庁舎	1	防災・救援拠点としての機能を備えた庁舎
		2	水害に対して一定の機能を維持できる庁舎
2	ユニバーサルデザインの導入や省資源・省エネルギーに対応した人と環境に優しい庁舎	3	すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインが図られた庁舎
		4	省資源や省エネルギー化など環境に配慮した庁舎
3	市民に親しまれ、市民交流・協働の拠点として開かれた庁舎	5	利便性・快適性の高い庁舎
		6	周辺環境と調和し、まちづくりに配慮した庁舎
4	機能性に優れ、柔軟で効率的な庁舎	7	多様化する行政需要に対応可能でコンパクトな庁舎

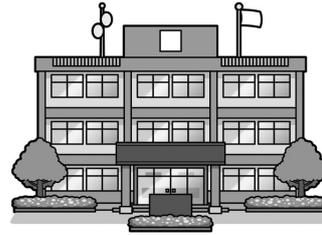
▶ 新庁舎の機能

新庁舎に求められる主な機能として以下の機能を備えます。

- ① 防災拠点機能…災害対策本部としての機能が十分に発揮することができる設備機能を備えます
- ② 窓口機能…窓口は低階層に配置し、さらに安心してプライバシーが守れる機能を検討します
- ③ 市民活動機能…分かりやすく利用しやすい庁舎および市民交流やにぎわいの生まれる場を提供します
- ④ 執務機能…時代の変化に対応する機能的で柔軟性のあるオープンプローアを基本とします
- ⑤ 議会機能…将来的な変動にも柔軟に対応でき、市民が傍聴しやすい開かれた議場を目指します
- ⑥ 施設管理、運用機能…情報化社会に対応し、省エネルギー化など経済性を兼ねた庁舎とします

▶ 新庁舎の想定規模

項目	想定規模
新庁舎の面積	5,500㎡
駐車場の台数	170台
駐輪場の台数	40台



※ 想定規模は、一般的な参考値による概算値であり、今後の基本計画・基本設計において精査を行い最終算定します

▶ 新庁舎の建設位置

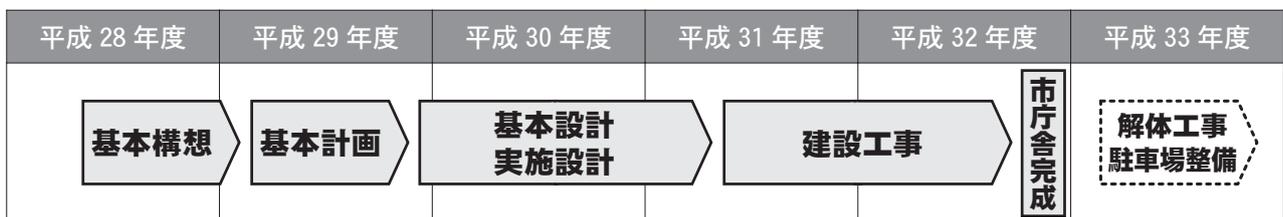
基本方針にもあるように、防災性や市民の利便性、まちづくりとの整合性、事業費を含む経済性など、さまざまな視点から検討し、アンケート結果による市民の意向および庁舎建設検討審議会の意見を経て、市庁舎としてふさわしい建設候補地の選定を行い、**建設位置は公民館前としました。**

▶ 概算事業費の算定

多様化する行政需要に対応可能な庁舎機能を導入していく必要がある一方で、健全な財政運営の観点から、華やかな要素を排除し、機能性・効率性を重視して建設に要する費用の抑制に努め、将来の世代に対する負担をできるだけ最小限にしていくことに十分配慮していく必要があります。具体的な事業費の算定については、さまざまな事例等を十分調査・検討したうえで、今後策定する「基本計画」で算定していきます。

▶ 事業スケジュール

平成 32 年度に新庁舎の完成、平成 33 年度より共用開始を目指します。



▶ 今後の検討課題

基本構想策定にあたって庁舎建設検討審議会で出された意見や課題のうち、以下の項目について今後の基本計画において引き続き検討を行います。

- ① 市民交流・協働の拠点として、市民が集いやすい施設としての複合機能・規模
- ② 公民館・図書館機能との役割分担
- ③ 公民館前に新庁舎を整備するにあたり、南側敷地の利用など、公民館や図書館への影響が少なくなるような配置計画